

[7] 【スポーツ健康科学】

特色化選抜【スポーツ健康科学】は、和歌山北高等学校スポーツ健康科学科で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【スポーツ健康科学】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特色化選抜【スポーツ健康科学】を実施する高等学校が定める「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和7年4月から令和8年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和7年4月から令和8年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【スポーツ健康科学】の募集枠は、県内及び全国の募集をあわせて15名程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、和歌山北高等学校の西校舎で受け付ける。

令和8年1月22日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和8年1月15日（木）から1月22日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第9号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 入学考查手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはること。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第7号様式）
- イ 副申書（別記第3号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

(3) 高等学校長の手続

第1〔2〕第5項第3号に準じて行う。

(4) 注意事項

入学願の「競技スポーツ名」の欄には、出願条件を満たす競技スポーツの名称を記入すること。

また、「出願条件を満たす競技成績等」の欄には、その競技スポーツにおける大会等の正式名称、主催団体、競技・種目名、順位を1つ記入し、それを証明する個人名の入った客観的な書類（賞状等）のコピー（縮小・折り曲げ可）を、裏面に貼付すること。

5 調査書等の作成

第1〔2〕第6項に準じて行う。

6 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

7 検査等

出願者は、面接及び運動能力実技検査（以下「面接・運動能力実技検査」という。）を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・運動能力実技検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和8年1月29日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	
点呼入場		運動能力実技検査、面接

（注）実施時間帯は、当該高等學校長の指示による。

(2) 検査場所

面接・運動能力実技検査は、原則として和歌山北高等学校の西校舎で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票、筆記用具、その他受検に必要なものを持参すること。なお、運動能力実技検査に必要なものは、「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等學校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接・運動能力実技検査の実施時間帯は、出願先高等學校長の指示するところによるので留意すること。

8 入学者の選抜

高等學校長は、志願理由書、調査書等及び面接・運動能力実技検査により、学科（コース等）の特色を考慮しながら総合的に判定し、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

9 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

10 実施上の留意事項

- (1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。
- (2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和8年3月31日（火）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (3) 前各項のほか、特色化選抜【スポーツ健康科学】に関し必要な事項は、「第1〔2〕農業」各項の規定を準用する。